

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
47	仕-P.3	7-(2) ウ-(ア)	水分補給は学校水道水での対応は可能か。	公募対象の育成室は全て学校敷地内にあり、育成室にガスコンロを設置していません。開室前にお茶等を沸かす際は学校の水道水を使用することになります。
48	仕-P.3	7-(2) ウ-(ウ)	おやつを提供について、アレルギー物質除去対応や家庭からの持参等は、各育成室に一任しているか。	直営・委託に関わらず、市から提供するアレルギーを有する児童への対応マニュアルに基づいて、提供するおやつの発注やアレルギー一覧表の作成等を適切に実施しています。また、家庭からのおやつの持参については、質問No24に対する回答のとおりです。
49	要-P.3	5	引継保育については、複数の単位を有資格者、又は実務経験者の同一人物で対応することは可能か。 (主任指導員が引継保育を対応し、その後、他の指導員へ周知・共有・指導を行うことを想定。)	引継保育は、公募資料「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託に係る連携協定」に記載のとおり、受託事業者が円滑な運営を実施するために、十分な時間をかけて関係構築が必要な要配慮児童や保護者との信頼関係の構築など、必要と判断する場合に、最大6か月の期間において実施するものです。また、引継保育に従事する指導員は、委託運営開始の際に配置される指導員に従事させるものとしており、主任指導員をはじめ、支援の単位ごとに担任となる指導員については、当該引継保育に従事させるよう努めることを求めています。